

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 8 月 2 2 日

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関  
都道府県トラック協会  
適正化事業担当役員 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
審議役 藤原利雄

平成 2 5 年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正化事業の推進及び当協会の業務運営等につきまして、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、点検整備推進運動については、国土交通省を中心として1年を通して実施されていますが、9月1日から10月31日までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として、特に重点を置いて実施することとしており、当協会としても各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的に本運動を展開することとしております。

当協会が実施する運動につきましては、既に平成25年8月13日付け全ト協発第218号（環）により各都道府県トラック協会会長宛通知で発出しておりますが、巡回指導時に広報・啓発用パンフレットを活用し各事業所への啓発・指導を実施していただきたく、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

# 点検・整備の徹底は トラック運送事業者の責務です!

自動車点検整備推進運動  
平成25年  
9月1日~10月31日  
強化月間



トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在です。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、特に、車輪脱落事故や車両の不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。また、トラック運送事業者には、日常点検及び定期点検整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は必ずしも十分ではありません。

このため、9月、10月を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

大型自動車を50両以上保有する事業者の方へ  
〔重点点検〕の実施

車両総重量8トン以上の事業用トラックを50両以上保有する事業者においては、別途、重点点検期間中(9月~11月)に定期点検を行う大型自動車について、「重点点検項目」の点検結果を各運輸支局等に報告する必要があります。



公益社団法人

全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



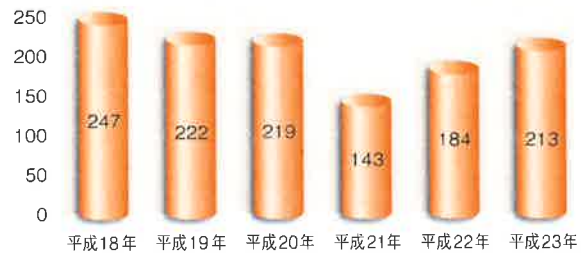
## 車両故障に起因する事業用トラックの事故

### (1) 事故件数

車両故障に起因する事故の件数と装置別件数を平成18年から経年でみると、平成21年までは減少していましたが、平成22年以降増加に転じました。

(出典) 国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報（平成18年～平成23年）」

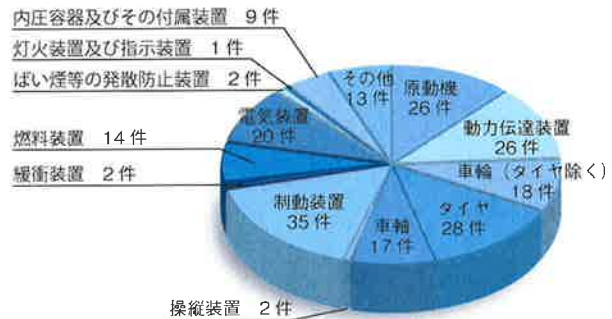
(件) 300



### (2) 装置別件数

平成23年の車両故障に起因する事故のうち、装置別件数では車輪、タイヤ、車軸などの足回りに関するものが3割近くを占めています。

(出典) 国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報（平成23年）」



## 大型車のホイール・ボルト関係の点検内容

### (1) 日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も長いことから、車の健康状態をしっかりとチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検の実施を徹底しましょう。



### (2) 定期点検

定期点検には3か月点検と12か月点検があります。事故を未然に防ぐためにもきちんと点検しましょう。

**【3か月定期点検時】** 日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか（規定の締付けトルクで締付けられているか）点検します。

**【12か月定期点検時】** ディスクホイールの点検は、ホイールを取外して行います。ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

このような事故が起きています

#### 大型自動車の車輪脱落事故

ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成11年1月以降、平成24年12月末までに365件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れるなど、車輪脱落までには必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかりと行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。





## 事業用自動車の定期点検整備実施率

事業用トラックは、同じ事業用バス・タクシーに比べて走行距離が長く、より確実な点検整備が求められますが、その実施率は十分ではありません。

事業用自動車の種類	平均走行距離 (万 km/ 台 / 年)	定期点検整備実施率*
トラック	6.4	53%
バス	4.5	90%
タクシー	5.3	87%

\*定期点検整備実施率=対象車両の定期点検整備の延べ実施回数 / (定期点検整備設定回数×対象車両数)

(出典) 国土交通省「点検整備時の整備状況調査(平成20年)」ほか

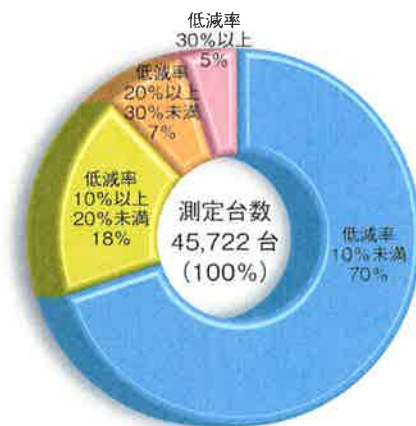


## 黒煙の排出量を抑えるための点検整備

ディーゼル車は大気汚染への影響度が大きく、排出ガスのクリーン化には、点検整備の確実な実施が有効です。

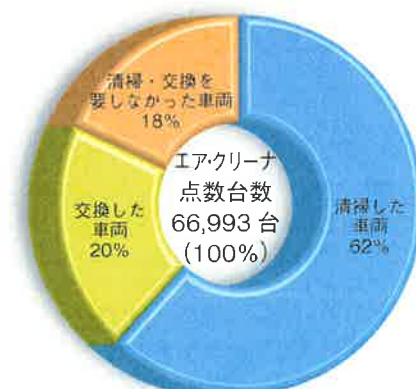
### (1) 点検整備による黒煙低減率構成割合

車検整備のために入庫したディーゼル車 45,722 台について、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、黒煙濃度が 10%以上の低減効果が認められた車両が 13,532 台(全体の 30%)あり、点検整備がディーゼル黒煙の低減に効果があることが確認されました。(平成 24 年 10 月中)



### (2) エア・クリーナの清掃・交換割合

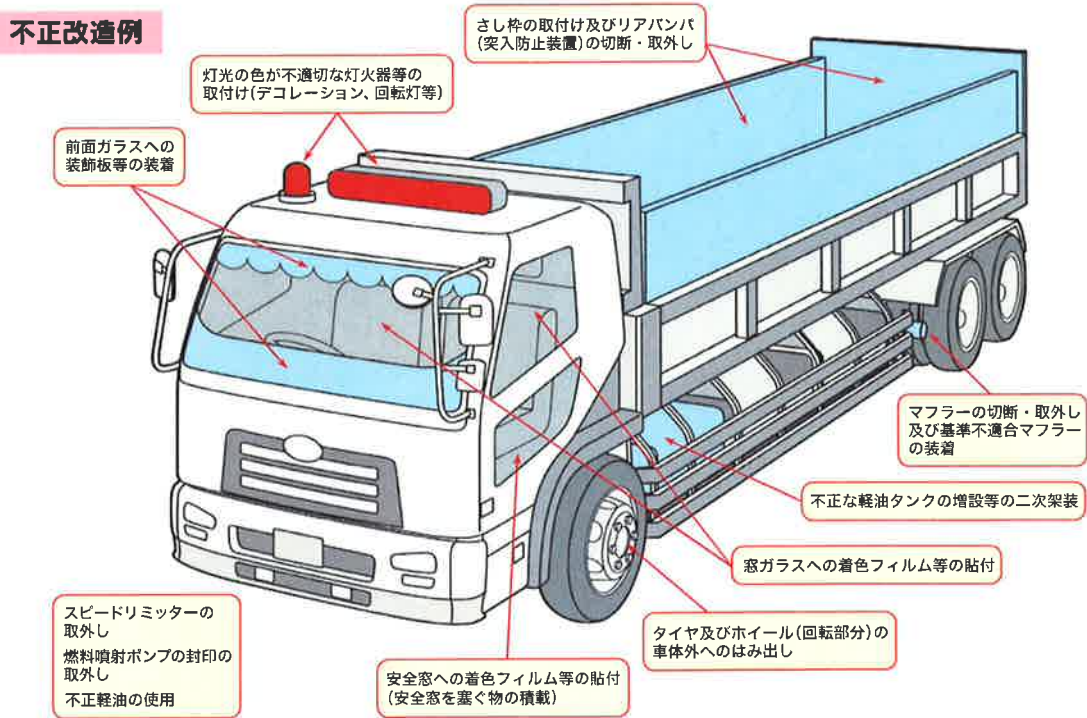
点検整備(車検整備)のために入庫したディーゼル車 66,993 台について、エア・クリーナの点検をしたところ、エア・クリーナの清掃・交換をした車両は、54,770 台(全体の 82%)ありました。(平成 24 年 10 月中)



(出典) 国土交通省「[ディーゼルクリーン・キャンペーン]の成果をお知らせします。(平成25年2月)」

## 不正改造の排除

不正改造はいわば「犯罪」であり、危険も処罰も待っています。保安基準に適合していない箇所がないか、確実にチェックしましょう。



## 行政処分基準および罰則

### 行政処分基準

(国土交通省通達 貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について)

定期点検整備の未実施	警告～30日×違反車両数
不正改造	20～120日×違反車両数

関係法令	罰則
整備不良車両の運転の禁止 (道路交通法第62条、第119条)	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
不正改造等の禁止 (道路運送車両法第99の2、第108条)	6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
不正改造車に対する整備命令 (道路運送車両法第54の2、第109条)	50万円以下の罰金



〒163-1519 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー19階  
TEL. 03(5323)7109(代)